

## 国立大学法人 大阪教育大学 中期計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学生が授業や自学自習を通して、主体的に学び、課題発見や課題解決をしていく学習に資するため、能動的学習（アクティブ・ラーニング）の推進に取り組む。平成31年度中に、学士課程・修士課程・専門職学位課程における70%の科目で導入する。また、附属学校園の取組も踏まえつつ、能動的学習（アクティブ・ラーニング）を活用した授業展開ができる教員を育成するため教育内容の見直しを行う。【1】
- 1-2 教員養成分野における学校安全教育に関する教育研究を行うため、附属学校園の取組も踏まえつつ、安全・防災プログラムの開発やe-learningを用いた安全学習等をさらに推進する。学校安全への対応として、平成29年度中に教員養成分野のカリキュラムにおいて救命講習の必修化を進める。また、教育・学習支援分野においても安全教育の授業を推進する。【2】
- 1-3 学士課程において、学校段階間の連携・接続をはじめとする今日的な教育課題及びその対応についての理解、特別なニーズがある児童・生徒の理解に基づく指導力、児童・生徒指導、学級経営を行う力量の基礎を習得させる。また、第2期において開発した教育実習におけるパフォーマンス課題を発展させ、学習到達状況を評価するための評価基準表であるルーブリックを用いた評価を行い、その力量を活用した実践的な課題を経験させる。  
修士課程においては、学士課程で習得したこれらの力量を高度化するために、地域社会、学校現場、教育機関等と連携し、各専攻専門分野に応じたより実践的な課題に取り組ませるためのカリキュラムを開発し、実施する。【3】
- 1-4 学士課程において、専門職業人の養成の基礎となる教養教育機能の充実のため、教養教育についてのポリシーを策定する。特に、平成29年度中には、グローバル化に対応するため、異文化・日本文化を含めた多様性理解、地球規模での諸問題に対する理解を促進するとともに、他者との協働能力を育成するカリキュラムを編成する。【4】
- 1-5 「理数系教員養成」の教育プログラムを改革・充実するため、中等教育において次世代の科学技術系人材育成の牽引役として質の高い教育活動ができるための理論と手法を修得させる修士課程のカリキュラムを開発する。  
また、教育委員会、研究大学等との連携による、博士学位取得者等を対象とした「高度理数系教員養成プログラム」について、連携する大学、教育委員会を広げ、得られた成果をカリキュラムに反映する。【5】
- 1-6 ICTを活用した教育を推進するための組織を平成29年度までに整備し、社会に求められているICT活用力に優れた人材を育成する。第2期中期目標期間から実施してきた「情報教育科目における共通内容」や「附属学校

園での ICT 活用推進」をさらに発展させ、学士課程に展開させる等、情報関係科目の内容を見直すとともに、ICT 関連の資格・検定試験も活用して、学生の ICT 活用力を向上する。【6】

- 2-1 学士課程において、児童・生徒の学習プロセスや生活習慣の分析方法、教材研究の改善方法等の教育活動向上のため、研究手法を修得するカリキュラムを編成する。

修士課程においては、学士課程で修得した手法を、実践的課題解決に資する授業科目で、今日的な教育課題への対応方法について教育実践研究を行いながら、学校現場等で実践させる。【7】

- 2-2 学校現場等において課題解決できる教員や教育・学習支援人材等を養成するため、学士課程で、チーム学校及びそれに関連する専門的職能について理解させ、学校現場等における実習や複数の専門職志望学生がチームで協働して取り組む課題解決型学習等で構成するプログラムを開発、実施し、課題解決力を養う。【8】

- 2-3 学士課程におけるグローバル教育人材や理数系教員の養成に係る質的向上のため、附属高等学校の SGH（スーパーグローバルハイスクール）指定に伴う人材育成研究におけるアセスメントグループの調査内容や、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定に伴う課題研究における評価方法、外部試験等を用いたグローバル教育人材育成に向けた教育効果の測定等を、学士課程に反映する仕組みを構築する。【9】

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 教育の質の向上のため、大学のめざす人材育成を基盤とした到達目標達成型に教育体系を整備し、教育を行う。学士課程・修士課程・専門職学位課程における専攻等ごとに「人材育成の狙い」、「到達目標」等を定めた国際通用性を意識した学位プログラムを整備し、養成する人材像の質保証を行う。また、科目番号制（ナンバリング）の導入等により体系的なカリキュラムを明示する。【10】

- 1-2 「小中一貫教育」等の社会ニーズに対応し、学士課程における複数免許の取得を促進するため、平成 29 年度に小中一貫教育に対応する教育組織を整備する。学校現場で指導的役割を果たす人材を育成するため、学校現場における実践的な課題に対応した内容を含むカリキュラムを整備し、実施する。【11】

- 1-3 学士課程における、教育の質的水準の向上のため、教職やその他専門的職能に必要な知識及び技能を実践的に修得させ、自らの学びを継続的に省察させる。さらに、学修成果の可視化をすすめる、FD・SD（スタッフ・ディベロップメント）事業を通して、教育内容や方法に係る改善を行うシステムを構築し、検証・改善に取り組む。【12】

- 1-4 平成 29 年度中に、学修成果の達成状況を査定するため、目的・達成すべき質的水準及び実施方法等を定めたアセスメント・ポリシーを策定し、厳格な成績評価や卒業認定を行う。また、卒業要件達成状況（単位修得状況や GPA）からカリキュラム全体を通じた学修成果の評価を行うとともに、その成果を基礎とし、学位プログラムの検証・改善に取り組む。【13】

- 1-5 学生の主体的な学びやキャリア形成を推進するため、ポートフォリオを活用し、学生自らが卒業までの年次を通して、学位プログラムにおける到達目標と、学修成果や課題を点検の上、振り返りや次期の学習デザインを行うシステムを整備するとともに、検証・改善に取り組む。【14】
- 2-1 教員養成を行う全国の大学・学部に対して、HATOプロジェクトの研究成果を情報発信し、かつ、継続的に相互交流と相互支援を実施するために、構成四大学に情報発信とフィードバックの拠点を整備し、本プロジェクトの成果の活用を意図する大学を増加させる。【15】
- 2-2 教員養成を行う大学、全国の学校、教育委員会等からの要望に対応する現在の重要な教育課題及び新たに提起されてくる問題の解決を行うために、解決に寄与するカリキュラム・教材・指導法等の方策を具体化する。【16】
- 2-3 全国の学校教育の質の高度化や地域の特質へ適合した教育の実践を実現するために、HATO構成四大学を中心に教育委員会等現場と連携し、地域や現場のニーズに対応した課題解決に向けて、セミナーや講習会等を実施する。【17】
- 2-4 京阪奈三教育大学の連携により、教員養成・研修の高度化と質保証、新たな学びに対応できる次世代教員養成の課題に協働して取り組み、平成29年度までには各大学の連携拠点が開発したプログラム等を点検・実施し、平成30年度以降は、その事業の成果に基づき各連携拠点の機能の充実を図りつつ、運営を継続する。【18】

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1 学生のニーズに応じた指導と支援に取り組める体制を平成30年度中に確立し、以降、継続的に指導・支援に取り組む。また、学生ポータルシステムにおける学部3回生以上（第二部は4回生以上）の進路希望情報登録率を第3期中期目標期間中に、現状の87%から100%に引き上げることにより、学生の状況を把握し、進路決定に悩む学生や就職活動にメンタル面の支援が必要な学生に対しては、学生総合支援ネットワークを活用する等、就業に課題のある学生の支援を拡充する。【19】
- 2 就職相談、面接指導や模擬授業対策等教員就職支援体制の見直しを行い整備することで、支援体制を強化し、また、低学年から主体的にキャリアをデザインできるようキャリア教育を充実させることにより、卒業・修了者に占める教員就職率（臨時的任用を含む）について、学士課程（教員養成分野）は65%、専門職大学院（現職教員を除く）は90%、修士課程（教員養成分野、ただし現職教員を除く）は70%を確保する。【20】
- 3-1 地域社会において学生が自主的、主体的にボランティア活動を行ったり、地域住民や子どもたちと交流しようとする課外活動団体への支援体制を平成29年度までに構築する。また、新入生段階から教員就職、企業就職に対するキャリアパスを描けるよう学生グループの育成を支援する仕組みを平成31年度までに構築する。【21】
- 3-2 経済的に困窮している学生、留学生や障がいのある学生等の多様な学生に対する修学や就職等の支援機能の強化を行うため、学生総合支援ネット

ワークを強化し、大学独自の奨学金制度を拡大するとともに「学生生活実態調査」の結果を活用し、学生支援を強化・改善する。【22】

- 3-3 京阪奈三教育大学の連携を推進し、三教育合同による学生主体のセミナーや教員採用説明会等を継続的に開催する。合同セミナーでは、学生自身が企画・運営できるよう支援し、対面セミナーだけではなく、TV会議システムも活用し、その操作を通じたICT体験の機会を提供する。また、教員就職対策では、双方向遠隔授業システム(LMS)を活用し、各大学が開催する教員採用説明会等の視聴環境を提供する。【23】

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 1 平成29年度中に、アドミッション・ポリシーに適合する意欲・適性を備えた学生を確保するため、知識偏重の入学者選抜から、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換していく。平成30年度以降は、入試改革の検証を行い、さらなる改善を行う。【24】

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学校安全に関する日本トップレベルの教育研究活動を強化するため、附属学校園と連携して、SPS(Safety Promotion School)の認証に関わる技術的指導等の活動を通じて、国内のみならずアジアの国々にも学校安全を発信する。また、学校安全に関わる教育研究をさらに推進し、文部科学省の「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」中の「学校の安全管理体制の充実」に示されたSPSの普及・認証を支援する。【25】
- 1-2 学校現場の諸課題や、教育困難校、人権教育推進校等を支援する研究プロジェクトを企画・実施し、教員や学生が教育現場において、「子どもの貧困」等の現代的教育課題に触れながら、多様性や他者との協働に対する理解を深め、実践力を高める機会を設定する。附属学校園を始め、公立学校、教育委員会、他大学等と協働して、現代的教育課題に対応した研究・教育を行う体制を整備する。【26】
- 1-3 教員養成に関わる国際間大学ネットワークの連携拠点としての機能を強化するため、「GEC(グローバル教育センター)」において、教育評価手法の国際調査研究や英語・科学・ICT教育システムの国際比較調査等、教員養成課題の国際的な視点に基づく研究を推進する。【27】

### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1 研究実施体制を整備するため、研究活動に対する支援強化を念頭に置いた人員配置、環境、システム等の整備を行う。平成28年度中に、組織的に研究活動を企画・推進する体制を整備する。また、学年暦の柔軟化(4ターム制の導入等)やサバティカル制度の活用促進等、教員がより集中的に研究活動を行うための制度を整える。なお、サバティカル制度については、改善を推進し、第3期中期目標期間中に10人以上の教員を研究に専念させる。【28】

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 1-1 教育課題等に対する社会的要請を的確に受けとめるとともに本学の取組への理解を得るため、学外有識者、教育委員会の幹部職員及び公立学校の校長等で構成する諮問会議等を年4回以上定期的に開催する。また、大学運営に意見等が反映されているかどうかについては毎年点検を行い、質の向上に結びつける。【29】
- 1-2 積極的な社会貢献活動を行うため、教員の研究活動の成果等を活かし、教育委員会や学校及び地域社会等と連携・協力の下、免許状更新講習、免許法認定講習及び公開講座の実施、教育委員会等が行う現職教員研修プログラムの開発、校外研修への組織的な参画を行う。【30】
- 1-3 社会との連携や社会的貢献のため、平成31年度までにWEBサイト上の動画配信等による、学校教員を対象とした教育情報発信のプラットフォームを構築し、活用を促進する。【31】

### 4 その他の目標を達成するための措置

#### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学生の海外体験・留学を促進する。第3期中期目標期間中には、海外派遣学生（交換留学・語学研修・文化研修・海外教育実習等）を年100名派遣する。そのため、留学への動機付けを伴う外国語教育を行うとともに、外国語学習支援ルームの活用・拡充等の学習支援体制を強化する。交換留学制度によらず私費で留学する学生に対して単位認定を認める「認定留学」制度を発足する。また、海外体験・留学に参加しても修業年限で卒業・修了できるよう、学年暦の柔軟化（4ターム制の導入等）やカリキュラムの見直しを進める。【32】
- 1-2 学部・大学院あわせて50名の留学生枠を設定し、受入れを行う。第3期中期目標期間中に、短期受入れ（日研究生・教研究生・研究留学生・交換留学生・短期研修プログラム等）を年120名確保する。そのため、国の財政措置を踏まえて留学生宿舎を整備・拡大する等、日本人学生と留学生がともに学ぶ教育環境のグローバル化を進める。【33】
- 1-3 学士課程において、平成29年度中に英語による授業（教養基礎科目2科目）を必修化するとともに、平成30年度以降には、専門科目における英語による授業の導入に向けた試行を含めた検証を踏まえ、カリキュラムの見直しを進める。【34】
- 1-4 日本語学習の支援体制を充実させる。日本語を母語としない児童生徒の教育に対応できる能力育成のための日本語教育指導法に関わる教育内容を見直す。また、留学生を対象とした日本語教育のカリキュラムを整備する。さらに、地域における識字・日本語学習支援を継続的に実施する。【35】
- 1-5 学士課程において、外国語によるコミュニケーション能力を養成するため、平成32年度中に全学生を対象とし、外部試験を用いた明確な目標設定を伴う積み上げ型の英語教育の仕組み及び自律学習支援体制を構築する。  
特に、英語教員を目指す学生は英検準1級（TOEFL iBT80点）相当、小学校教員を目指す学生においては英検2級（TOEFL iBT60点）相当の英語

運用能力の習得を目標に、e-learningや多読学習等を活用する自律学習支援プログラムを構築し、外部試験や自律学習支援プログラムと授業とを有機的に連動させた英語教育を実現する。【36】

- 1-6 海外組織との教育連携や共同事業を促進する。海外の交流協定締結校の中から重点校を選び、客員教員の派遣・受入、学生の短期派遣・受入プログラム及び共同研究を展開する。【37】
- 2 国際機関等との連携による途上国への教育協力等の国際貢献活動を実施し、諸外国の経験・知見を共有し、共通・類似の教育課題への取組により得られた成果を講義等を通じて教員養成教育に還元する。また、大学間交流に基づく教育実習や教員研修のプログラムを協定校との共同研究等により改善・充実する。【38】
- 3 地域の現場教員の英語力向上の支援のため、小学校英語の教科化や小・中連携、英語教員の指導力・英語力向上等、地域のニーズに対応したシンポジウムやワークショップ、講演会等を含む教育プログラムの開発・実践を通して、地域の現職教員の養成に資する。【39】

## (2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1-1 実験的、先導的な附属学校園としての機能を強化するため、現代的教育課題に対応した研究、教育を行う体制の下、平成29年度中に、実践研究や教育実習等の成果を検証し、恒常的に見直しを行う仕組みを構築する。また、ICT活用教育や能動的学習（アクティブ・ラーニング）の実施等、3地区附属学校園において新たな教育課題や国の方策に積極的に取り組む。【40】
- 1-2 地域の教育課題の解決に資するため、公立学校の若手や新任の教員等を対象とした「授業実践サポート」や講習会等、教育委員会と連携した取組を組織的に推進する。【41】
- 1-3 実験的、先導的な附属学校園として、多様な子ども達を受け入れながら、附属学校園の天王寺地区ではSSH（スーパーサイエンスハイスクール）、平野地区ではSGH（スーパーグローバルハイスクール）の指定を受け推進する。池田地区では、国際バカロレア教育に取り組む。これらの特色を活かし、中等教育学校等の導入を検討する等、附属学校園の規模や役割について見直しを行う。【42】

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学長を補佐する体制を強化し、運営体制の機能を充実するため、様々な観点からガバナンス機能の点検・見直しを行う仕組みを平成29年度までに構築し、権限と責任が一致した意思決定システムを確立する。【43】
- 1-2 社会や地域のニーズを含め様々な学外者の意見を積極的に取り入れ法人運営に反映させるため、外部組織との協議会や意見交換会等を継続的に行いつつ、その反映状況を点検し、反映後の結果を検証する体制を平成30年度までに整備する。【44】

- 1-3 平成 29 年度までに監査機能を強化し、組織運営の適正性を確保するため、監事を含めた監査部門と評価部門の高度な連携体制を構築し、大学における広範な業務の効率的かつ効果的な監査を実現する。また、連携体制の在り方は常に検証し改善する。【45】
- 2-1 平成 28 年度に大学の戦略プランを作成し、これを踏まえ、学長のリーダーシップの下、教員養成の機能強化に資する効果的な学内資源配分を行うための経費を 5%以上確保し、グローバル教育人材の養成に資する取組等に充当する。【46】
- 2-2 実践的指導力の育成・強化を図るため、第 3 期中期目標期間末までに、学校現場で指導経験のある大学教員の全教員に占める割合を 20%に拡充する。【47】
- 2-3 機能強化を推し進めるため、年俸制教員の採用を進めることとし、外国人等教員、若手教員及び学校現場で指導経験のある教員の増員を推進する。その過程において、平成 27 年度までに構築した年俸制教員の業績評価システムについて、数年間の評価実績を踏まえて評価のあり方を検証し、必要に応じて第 3 期中期目標・計画期間中に、業績評価システムの見直しを図る。また、教育研究の活性化を図り、教員構成の多様化を進めるため、外国人等教員及び女性教員の増員も併せて進める。結果として、第 3 期中期目標期間末には外国人等教員比率 5%、女性教員比率 25%を確保する。女性役員については、継続して 1 名以上を登用する。【48】
- 2-4 人件費の有効的な配分を行うため、事務職員の適切な人事評価に基づくメリハリある処遇を行う。平成 31 年度中に海外の連携協力大学等での長期研修を行う。また、第 3 期中期目標期間中に、研究協力や国際関係の分野において、外部組織から高度な専門性を有する者を採用するとともに、ICT 等の情報系の教育研究支援強化のための体制を再整備し、情報系の専門家のキャリアパスの確立を進める。【49】
- 3-1 教員養成機能における、実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のない教員を対象に、附属学校や公立学校等における教育実習指導や研究指導、附属学校園等をフィールドとした研究成果の実証や指導実践研修等を平成 30 年度までに導入し、以降、継続して実施し、改善を行う。【50】
- 3-2 教職員が、教育内容・方法の改善や学生指導・支援に力を発揮できるようにするため、教職員研修等を包括的に企画・実施することを目的とし、全学センターを設置するとともに、教育・学生支援活動を共に支える事務職員も含めた、効果的な FD 事業を通じて、教職員の大学の理念・目標や養成する人材像に対する共通理解を形成し、意識・能力の向上を促進する。【51】

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1-1 実践型教員養成機能の強化と、本学の強みや社会ニーズを反映させた特色ある大学づくりのため、学士課程の抜本的組織改革に取り組むとともに、全学の協力体制を構築し、恒常的に検証する。特に平成 29 年度は、学制改革に対応できる教員養成課程へと改組しつつ、教養学科については、規模

の縮小とともに社会的要請を踏まえたグローバル化に対応できる抜本的な見直しを図り、教育・学習支援分野を含む教育基盤の教育研究に取り組む組織へと転換する。【52】

1-2 国立の教育大学としての役割や社会的要請を踏まえ、大学院組織の見直し計画を策定し、整備・検証に取り組む。平成30年度には、教育学研究科から、連合教職実践研究科への移行を進め、実践力を備えた教員養成と現職教員の育成に取り組む体制を強化する。【53】

1-3 学内資源の再配分のもと教育研究の協力体制を強化するため、平成30年度までに既存の学内センター組織の見直しとともに、教員組織の抜本的改革を行い、機能向上の観点から、恒常的な検証を行う。特に平成29年度には、国際センターとグローバル教育センターを統合し、グローバル教育人材養成機能向上のための抜本改革を行う。【54】

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1 事業運営の効率化・合理化を推進するため、大規模災害等の発生も見据えた他大学との事業等の共同実施や施設設備の共同利用、アウトソーシングや事務情報化の取組を進める。また、大学として本格的に教職協働を目指し、事業推進機能の向上を図るため、高度化・複雑化する運営上の課題に対応できる能力・知見を併せ持ち、大学運営に積極的に貢献する大学職員を育成する。育成にあたっては、より高度なSD研修や自己啓発支援の施策を平成29年度末までに展開し、その後効果等の検証を行いつつ、第3期中期目標期間中には、目標管理制度、研修、自己啓発等を包括したSDシステムを構築・実施する。さらに、大学職員に求められる専門性の多様化には、外部人材も活用することとし、そのため高度専門職の雇用制度、処遇、キャリアパスの改善を図り、本格的な教職協働体制へ転換し、より一層の事務等の効率化・合理化を目指す。【55】

## III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1-1 寄附金、その他の資金の収支状況を四半期に1回把握し、安全で効果的な資金運用計画を作成・実施するとともに、大阪教育大学基金について、留学生を支援するための事業等、新たな基金事業を創設することにより、第3期中期目標期間における6年間の平均受入額を平成27年度受入額に比して30%増加させる。【56】

1-2 科研費の獲得のため、科研費相談会の開催、本学科研費採択者及び科研費審査員経験者による研究計画調書作成の指導助言を引き続き行う。

科研費以外の外部資金（共同研究、受託研究等）の獲得に繋げるため、本学ウェブサイトにおける研究シーズ等の掲載内容を更に充実させ、JST等の外部団体の主催による新技術説明会やイノベーション・ジャパン等に積極的に参加し、学外への広報を拡大する。また、定期的に科研費以外の外部資金の獲得方法等についての説明会を実施し、学内教員に対して外部資金獲得に関する啓発を行う。これらの取組により、外部資金の獲得に取り組む教員比率を90%以上にする。【57】



## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1 契約方法や業務の見直しを不断に行うことにより、第3期中期目標期間において学内予算における管理的経費を5%削減する。【58】

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 保有資産の有効活用のため、保有資産を継続的に見直し、国の財政措置を踏まえて職員宿舎を留学生宿舎へ転用する整備や天王寺キャンパスの運用拡大等、大学の戦略を構築しつつ資産の活用を行う。柏原・天王寺キャンパスの一時的貸付利用について学内外へ周知を図るとともに、第2期中期目標期間平均に比して10%以上増加させる。【59】

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1 各種点検・評価の評価方法の改善及び作業の効率化を図るため、平成28年度に全学的な基盤情報を効果的に収集・活用できる仕組みを検討する組織を設置し、平成30年度までに、その仕組みを構築する。さらに、その仕組みを活用しつつ、各種点検・評価の実施結果を大学運営に反映させる体制を再整備し、評価の機能を高める。【60】

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1 第2期中期目標期間中に設置した広報戦略室が中心となり、平成29年度及び平成30年度の組織改革を含め、教員養成機能強化やグローバル化等の取組、教育研究活動、入試関連情報等を積極的にアピールするため、大学ポータルを始めとする各種メディアを活用し、受験生・教育関係者・企業関係者・保護者・卒業生・本学への留学希望者・地域住民を意識して効果的に国内外に向けて発信する。【61】

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1 キャンパスマスタープランに基づき、既存施設の有効活用、計画的な維持管理を含めた施設マネジメントを行う。特に、能動的学習（アクティブ・ラーニング）を取り入れやすい環境等、学生の主体的な学びを促進するための環境整備を進める。また、エネルギーの使用の合理化及び地球温暖化防止の観点から、建物用断熱材や照明及び空調機等についてはトップランナー機器等を導入することで、エネルギー使用原単位と電力需要の平準化原単位を年1%以上削減するとともに、CO<sub>2</sub>の排出原単位を3%削減する。キャンパスマスタープランは、施設マネジメント委員会の下、随時見直し、充実させるとともに、平成33年度までに改訂する。【62】
- 2 学内情報基盤を総合的に整備するため、情報基盤整備を統括する情報推進機構(仮称)を設置し、第1次マスタープランを平成29年度までに策定する。時代への即応性を検証し、第2次マスタープランを策定し、実施する。【63】

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1 附属学校園及び大学キャンパスの安全管理機能を強化するため、平成 28 年度に全学的な安全管理組織を設置し、リスクマップの検証を行った上で、平成 29 年度に改善したリスクマップに基づいた総合的なセキュリティ対策等を策定する。平成 30 年度以降は、策定したセキュリティ対策等を実施することで役職員等の本学構成員の安全意識・危機管理・危機対応能力を向上させていく。【64】

## 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 法令遵守や危機管理を徹底するため、平成 30 年度までに研究不正行為・研究費不正使用等の防止策や組織の管理責任体制を一体的に再整備し、以降、危機管理機能を強化すると共に、恒常的に改善する。【65】
- 1-2 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」及び「サイバーセキュリティ基本法」の基本理念にのっとり、サイバーセキュリティの確保のために、情報推進機構（仮称）の下に CSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置するとともに、情報セキュリティポリシーの継続的な更新及び構成員への周知を通じて構成員の情報セキュリティ意識を向上させる。【66】

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

1, 482, 110 千円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

柏原キャンパスの土地の一部（大阪府柏原市旭ヶ丘四丁目 698 番 1，大阪府柏原市旭ヶ丘四丁目 1085 番 1 968.42 m<sup>2</sup>）を譲渡する。

## IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修 ・基幹・環境整備（急 傾斜地安全対策）	総額 231	独立行政法人大学評価・学位授 与機構施設費交付金 （198） 施設整備費補助金 （33）

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成28年度以降は27年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、独立行政法人大学評価・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

### 2 人事に関する計画

機能強化、教育研究の活性化及び教員構成の多様化を推し進めるため、年俸制教員、外国人等教員、若手教員、学校現場で指導経験のある教員及び女性教員を重点的に増員する一方、各年度における業務を精査した上で、効率的な大学運営に資する観点から職員配置の年次計画を策定する等、学内組織の職員数の適正化を推進する。（参考）中期目標期間中の人件費総額見込み39,210百万円（退職手当は除く）

### 3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担はないものとする。

### 4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 外国人留学生のための宿舎整備費の一部
- ② 附属池田中学校・高等学校食堂改修に伴う移転費及び建物新営設備費
- ③ その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 28 年度～平成 33 年度 予算

大学等名 大阪教育大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	35,158
施設整備費補助金	33
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	198
自己収入	18,379
授業料及び入学料検定料収入	17,951
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	428
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,266
長期借入金収入	0
計	55,034
支出	
業務費	53,537
教育研究経費	53,537
診療経費	0
施設整備費	231
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,266
長期借入金償還金	0
計	55,034

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 39,210 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 29 年度以降は平成 28 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人大阪教育大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」:以下の事項にかかる金額の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
  - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
  - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」:以下の事項にかかる金額の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人件費相当額及び教育研究経費。
  - ・ 附属施設等の運営に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費。
  - ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
  - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。
- ③「機能強化経費」:機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ⑤「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta(\text{係数})$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha(\text{係数})\} \times \beta(\text{係数}) \pm S(y) \pm T(y) + U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

---

D(y) : 教育研究等基幹経費(①)を対象。

E(y) : その他教育研究経費(②)を対象。

F(y) : 機能強化経費(③)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y) : 基準学生納付金収入(④)、その他収入(⑤)を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

---

B(y) : 特種要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

#### 【諸係数】

$\alpha$ (アルファ) : 機能強化促進係数。0.8%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

$\beta$ (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特種要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金及び大学改革支援・学位授与機構施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注)自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注)産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注)業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注)産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注)上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」及び「教育等施設基盤調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

## 2. 収支計画

## 平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

大学等名 大阪教育大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	53,193
經常費用	53,193
業務費	49,238
教育研究経費	7,780
診療経費	0
受託研究費等	270
役員人件費	530
教員人件費	32,476
職員人件費	8,182
一般管理費	1,790
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2,165
臨時損失	0
収入の部	53,193
經常収益	53,193
運営費交付金収益	35,158
授業料収益	11,502
入学金収益	2,191
検定料収益	569
附属病院収益	0
受託研究等収益	270
寄附金収益	910
財務収益	11
雑益	417
資産見返負債戻入	2,165
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。



3. 資金計画

平成 28 年度～平成 33 年度 資金計画

大学等名 大阪教育大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	55,497
業務活動による支出	51,029
投資活動による支出	4,005
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	463
資金収入	55,497
業務活動による収入	54,803
運営費交付金による収入	35,158
授業料及び入学料検定料による収入	17,951
附属病院収入	0
受託研究等収入	270
寄附金収入	996
その他の収入	428
投資活動による収入	231
施設費による収入	231
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	463

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表（収容定員）

学 部	教育学部 3,715 人 (うち教員養成に係る分野 2,315 人)
研究科	教育学研究科 122 人 (うち修士課程 122 人) 連合教職実践研究科 300 人 (うち専門職学位課程 300 人 )